

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和2年12月28日

協議会名: 珠洲市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
珠洲市 (まちなかバスすずらん)	市街地循環路線 起終点「すずなり館前」 経由地「市役所」	令和元年11月にヒアリング調査を実施。利用の大半を占める高齢者は午前中に所用(通院・買い物)を済ませたいといった傾向があることから、移動も午前中に集中するものと考え、令和2年10月からダイヤを変更し運行。	B 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。 運行事業者の過失により、一部の便で欠便となったもの。	A <目標> 利用者数 12.0人/日以上 <実績> 利用者数 12.87人/日	事業者においてはやむを得ない場合を除き、計画通りに運行いただくよう、運行管理を徹底いただく。 令和2年10月より、ヒアリング調査の結果を踏まえたダイヤに変更している。
珠洲市 (市営バス三崎線)	スクールバスの回送を利用 起点「大屋」 終点「飯田高校下」	実績向上に向け、引き続き、地域の大型商業施設や商店街等と連携した利用促進事業(おでかけ100円券)を実施	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	C <目標> 利用者数 2.8人/日以上 <実績> 利用者数 2.19人/日 新型コロナウイルスへの感染が拡大し始めた令和2年3月から9月の利用者数を前年度と比較すると、およそ70%と大きく落ち込んでいる。(それ以前のR1.10~R2.2は前年度比約112%)	人口減少に伴い公共交通の利用者数も減少していくことが想定されるが、当路線は高齢者の重要な移動手段である。令和元年11月に市内路線バスの無料実験を実施しており、当路線の利用者数が前年同月比の約200%となっていることから、潜在的な利用者の存在は認識している。現時点では民間事業者との関係もあり、利用料の減額は難しいものの、現在進めている公共交通再編の取り組みにおける地区説明会等の機会を捉え、利用を呼び掛けていきたい。
珠洲市 (市営バス小屋線)	「鶉飼本町」、「大町」間を往復にて運行	実績向上に向け、引き続き、地域の大型商業施設や商店街等と連携した利用促進事業(おでかけ100円券)を実施	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	A <目標> 利用者数 2.5人/日以上 <実績> 利用者数 2.53人/日	人口減少に伴い公共交通の利用者数も減少していくことが想定されるが、当路線は高齢者の重要な移動手段であることから、引き続き、地域と連携した利用促進策を講じ、利用者数の維持に努める。

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和2年12月28日

協議会名：	珠洲市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>珠洲市においては、輪島市や能登町、穴水町へ通じる唯一の幹線交通であるバスを軸に、市域内には支線の役割を果たす路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、珠洲市の総合病院・大規模な商店等が当市民の日常生活機能を担う中、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化により行政負担が増加するなど、運行に様々な問題が発生している。また、多くの路線で運行便数が減少傾向にある、山村集落はそもそも交通手段が確保されていないなど、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>加えて、平成22年4月に、地域のバス会社が運行していた市街地循環線が廃止に至り、平成26年4月には小屋線が廃止となった。このため、市街地循環線を「まちなかバスすずらん」に、小屋線を「市営バス小屋線」とし、また、スクールバスの空き時間の有効活用として「市営バス三崎線」を運行している。これらの路線は、運行路線周辺の住民はもとより、幹線交通への乗り継ぎや通院・買い物のため各路線バスから乗り継ぎたい利用者にとって必要不可欠な路線である。</p> <p>また、高校再編による幹線交通の重要性の高まりにより、通学の足を確保する観点からも路線バスやコミュニティバスとの乗り継ぎ拠点が必要であったことから、平成22年に「道の駅すずなり」を整備しており、交通結節点として中心的な役割を担う施設として今後も利用者の利便性の向上に努めることとしている。</p> <p>これらのことから、地域公共交通確保維持事業により「まちなかバスすずらん」や「市営バス三崎線」、「市営バス小屋線」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>